

資料編

目次

資料編

- 1 策定の経過
- 2 策定体制・フロー
- 3 朝霞市総合振興計画審議会
- 4 庁内体制
- 5 市民意向の把握
- 6 主な個別計画一覧
- 7 参考図表
 - ・用途地域図
 - ・面整備状況図
 - ・都市計画道路図
 - ・主要道路網図
 - ・都市公園・児童遊園位置図
 - ・避難場所図
 - ・バス路線図
 - ・児童福祉施設位置図
 - ・福祉施設（高齢者・障害者）位置図
 - ・各種検診受診者数の推移
 - ・小・中学校位置図
 - ・スポーツ施設位置図
 - ・指定文化財一覧
 - ・コミュニティ施設位置図
 - ・歳入決算（一般会計）状況の推移
 - ・市税決算状況の推移
 - ・歳出決算状況（一般会計）の推移
- 8 用語解説

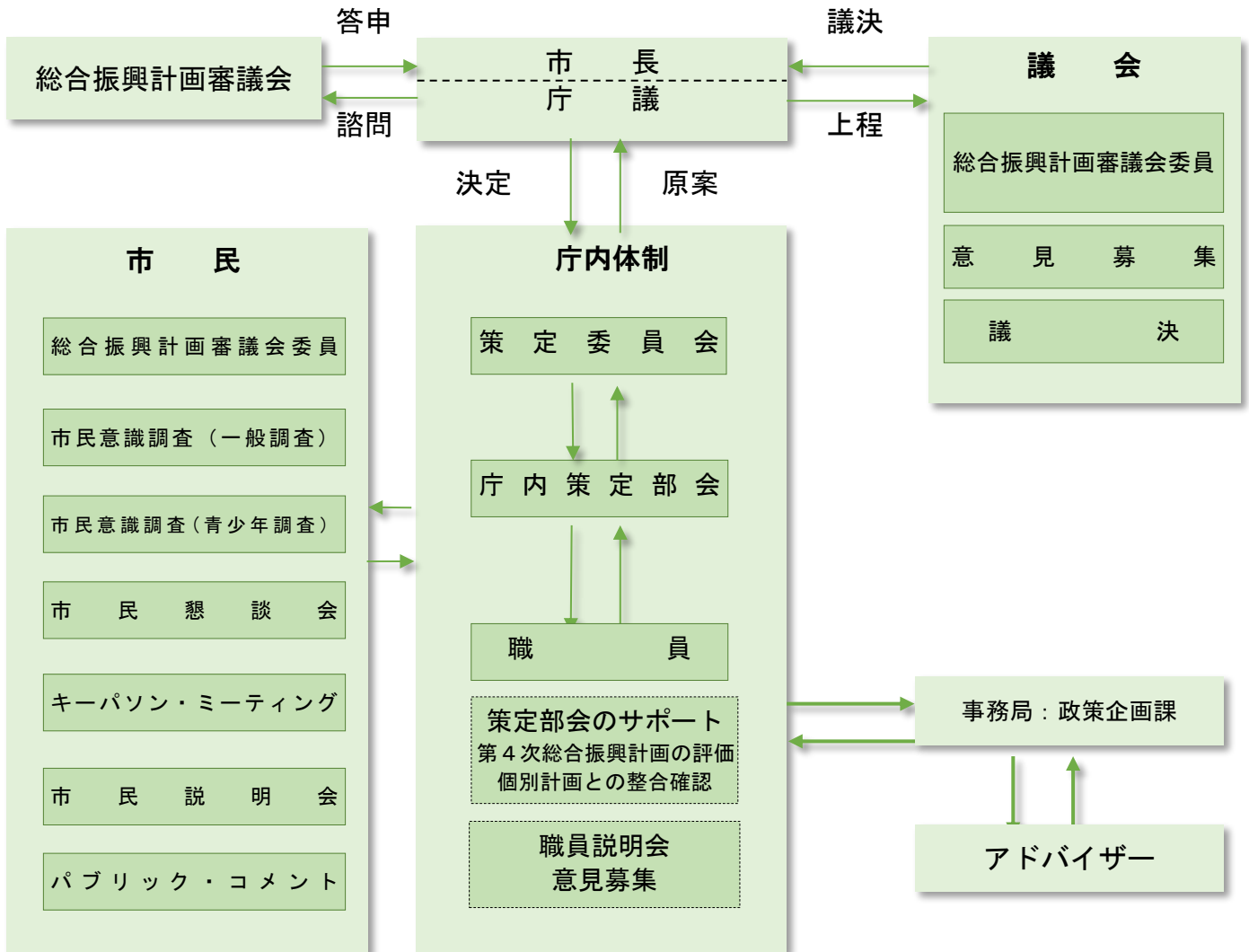
1 策定の経過

年	月 日	項 目
平成 25 年	7 月 18 日	第 1 回審議会（諮問、進め方について）
	8 月 30 日	第 2 回審議会（策定方針について、審議会の進め方について）
	9 月 30 日	第 3 回審議会（総合振興計画のあり方について、市民意識調査（一般・青少年）について）
	10 月 15 日 ～11 月 5 日	市民意識調査・青少年アンケートの実施
	10 月 22 日	策定方針決定
平成 26 年	1 月 18 日	あさか お・も・て・な・し カフェ（ワールドカフェ方式の市民懇談会）の開催
	1 月 25 日 ～2 月 2 日	分野別市民懇談会（その 1）の開催
	2 月 7 日	第 4 回審議会（市民意識調査（一般、青少年）結果《速報版》について、第 5 次総合振興計画基本構想の見直し論点について）
	2 月 17 日	第 5 回審議会（第 5 次総合振興計画基本構想の見直し論点について）
	4 月 4 日	第 6 回審議会（第 5 次総合振興計画基本構想の大綱について（審議会委員によるワークショップ））
	4 月 17 日	第 7 回審議会（第 5 次総合振興計画基本構想の大綱について）
	5 月 19 日	第 8 回審議会（〃）
	5 月 28 日	第 9 回審議会（〃）
	7 月 5 日 ～8 月 9 日	分野別市民懇談会（その 2）の開催
	7 月 22 日	第 10 回審議会（第 5 次総合振興計画基本構想（案）について）
	8 月 20 日	策定方針改訂
	8 月 22 日	第 11 回審議会（第 5 次総合振興計画基本構想（案）について）
	9 月～10 月	キーパーソン・ミーティングの実施
	10 月 20 日	第 12 回審議会（第 5 次総合振興計画基本構想（案）について）
	11 月 17 日	第 13 回審議会（〃）
	12 月 17 日	第 14 回審議会（第 5 次総合計画基本構想（案）について、第 5 次総合計画前期基本計画（案）について）
平成 27 年	2 月 6 日	第 15 回審議会（第 5 次総合計画基本構想（案）について、第 5 次総合計画前期基本計画（案）について）
	2 月 19 日	第 16 回審議会（第 5 次総合計画基本構想（案）について、第 5 次総合計画前期基本計画（案）について）

2 策定体制・フロー

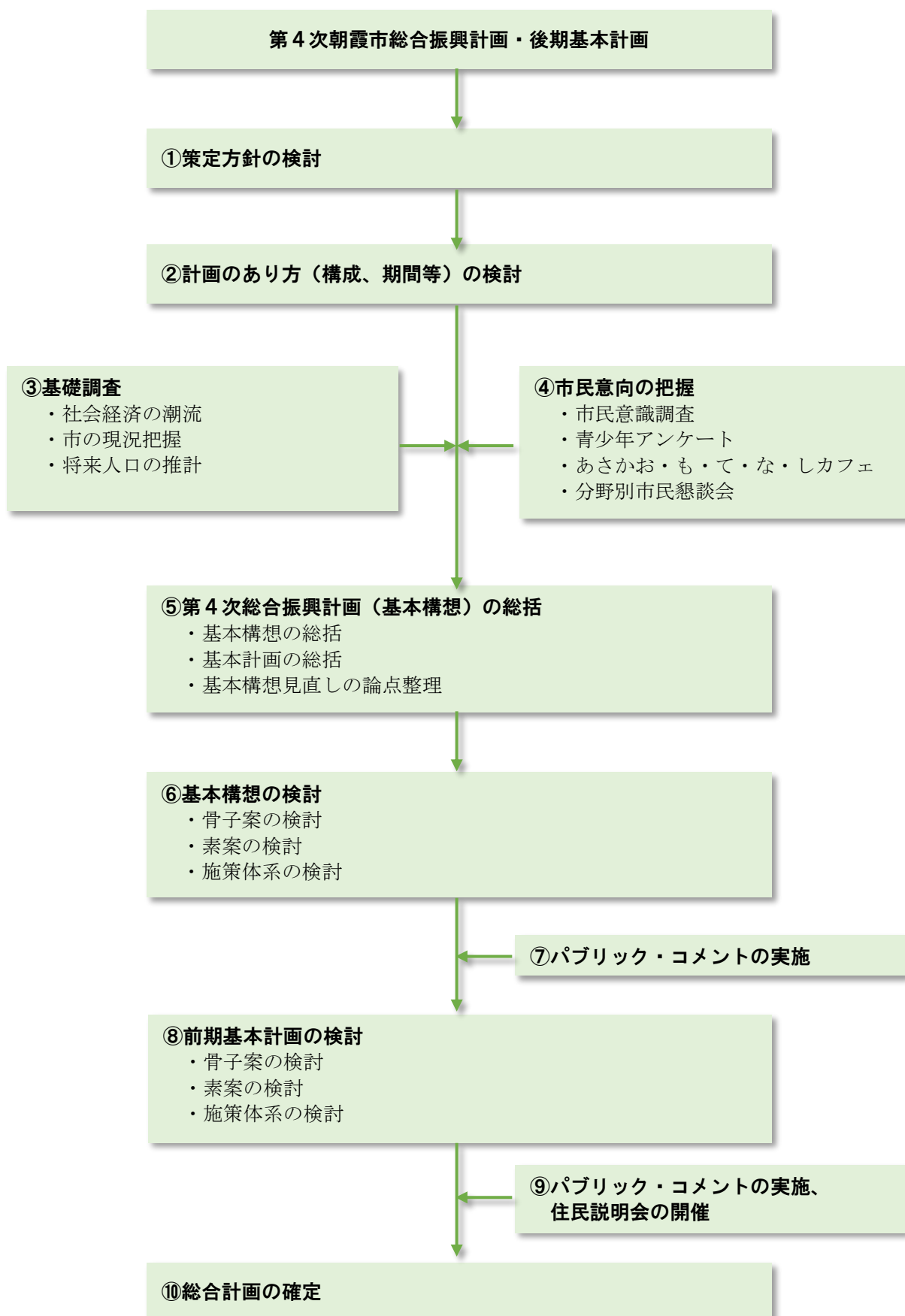
(1) 策定体制

第5次総合計画策定体制



(2) 策定フロー

策定フロー



3 朝霞市総合振興計画審議会

(1) 朝霞市総合計画審議会条例

昭和 45 年 3 月 12 日
条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、朝霞市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、朝霞市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 市の教育委員会の委員
- (3) 市の農業委員会の委員
- (4) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (5) 知識経験を有する者
- (6) 公募による市民

(会長及び副会長) 第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第 6 条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第 7 条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(幹事)

第 9 条 審議会に、必要な調査及び資料の収集を行うため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、会務を処理する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、政策企画室において処理する。

(雑則)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年条例第 28 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。附 則(平成 7 年条例第 5 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 41 号) この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 委員名簿

◎会長、○副会長

選出枠	人数	候補者	備 考
第1号 議員	3人	大橋 正好	市議会議員
		小池 正訓	市議会議員
		田辺 淳	市議会議員
第2号 教育委員会委員	1人	鈴木 泰代	教育委員会
第3号 農業委員会委員	1人	小峰 保夫	農業委員会
第4号 市内の公共的団体等の役員・職員	5人	島 礼次	朝霞市自治会連合会
		鈴木 龍久○	朝霞市商工会
		野本 正幸	朝霞市社会福祉協議会
		吉山 隼人	朝霞青年会議所
		渡邊 誠	朝霞市PTA連合会
第5号 知識経験を有する者	5人	齋藤 洋	東洋大学法学部（教授）
		島田 恵司	大東文化大環境創造学部（准教授）
		中村 年春	大東文化大学経済学部（教授）
		沼田 良◎	東洋大学法学部（教授）
		百武 ひろ子	（有）プロセスデザイン研究所
第6号 公募による市民	5人	大石 正司	
		佐野 隆	
		高橋 明子	
		村上 靖子	
		安野 さくら	

※選出枠ごとに50音順に掲載
平成26年5月13日委嘱時現在

（３）諮問及び答申

《諮問》

朝政発第 103 号
平成 25 年 7 月 18 日

朝霞市総合振興計画審議会会長 様

朝霞市長 富岡 勝則

第 5 次朝霞市総合振興計画について（諮問）

朝霞市総合振興計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、第 5 次朝霞市総合振興計画について、貴審議会の意見を求めます。

《答申》

4 庁内体制

(1) 策定委員会要綱

第5次朝霞市総合振興計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 第5次朝霞市総合振興計画の策定を行うため、第5次朝霞市総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 基本構想案及び庁内策定部会においてまとめた前期基本計画案について、審議及び調整を行い、庁議に提出する。

(2) その他基本構想及び前期基本計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は部長の職にある職員（審議監、総務部長、市民環境部長、福祉部長、健康づくり部長、都市建設部長、会計管理者、水道部長、議会事務局長、学校教育部長、生涯学習部長、監査委員事務局長）とする。

2 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、審議監（政策企画担当）の職にある者をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、策定委員会を統括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庁内策定部会)

第5条 策定委員会に、別表1に掲げる庁内策定部会を置く。

2 部会員は、別表1に定める部長及び課室等の課長の職にある者をもって充てる。

3 庁内策定部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

5 部会長は、庁内策定部会の会務を総理し、所掌事務にかかる前期基本計画案その他必要な資料等を庁内策定委員会に提出するものとする。

6 庁内策定部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、政策企画室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

別表 1 庁内策定部会

部会名	構 成
総 務 部 会	審議監、総務部、会計管理者、議会事務局、選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局、秘書室、政策企画室、入札契約室、出納室
市 民 環 境 部 会	市民環境部、農業委員会事務局
健 康 福 祉 部 会	福祉部、健康づくり部
都 市 建 設 部 会	都市建設部、水道部、検査室
教 育 部 会	学校教育部、生涯学習部

※組織機構の変更等が生じた場合は、上表の組織に対応する部署により構成する。

(2) 名簿 (策定部会[A1])

	課 名	職 名	氏 名
総務部会	市長公室	市長公室長	田 中 幸 裕
	政策企画課	市長公室次長兼政策企画課長	神 田 直 人
	秘書課	秘書課長	稲 葉 竜 哉
	市政情報課	総務部参事兼市政情報課長	宮 村 徹
	危機管理監	危機管理監	重 岡 良 昭
	危機管理室	副審議監兼危機管理室長	木 村 賢 一
	総務部	総務部長	小 林 光 夫
	人権庶務課	総務部次長兼人権庶務課長	金 丸 広 幸
	職員課	職員課長	奥 山 雄 三 郎
	財政課	総務部次長兼財政課長	上 野 正 道
	財産管理課	財産管理課長	村 山 雅 一
	課税課	総務部次長兼課税課長	安 岡 誠 治
	収納課	収納課長	清 水 豊
	入札契約課	入札契約課長	富 岡 康 次
	検査室	検査室長	石 井 隆 行
	会計管理者	会計管理者	細 沼 栄
	出納室	出納室長	田 中 正 之
	議会事務局	議会事務局長	内 田 藤 男
	議会総務課	議会総務課長	田 中 敦
	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	監査委員事務局局長兼選挙管理委員会事務局局長	内 田 肇
市民環境部会	市民環境部	市民環境部長	佐 藤 隆 司
	地域づくり支援課	地域づくり支援課長	田 中 毅
	産業振興課	産業振興課長	渡 邊 誠
	環境推進課	市民環境部次長兼環境推進課長	小 野 里 雅 子
	資源リサイクル課	資源リサイクル課長	中 川 裕 和
	総合窓口課	総合窓口課長	関 根 千 賀 子
	内間木支所	内間木支所長	蕪 木 行 雄
	朝霞台出張所	市民環境部参事兼朝霞台出張所長	岡 田 健
	朝霞駅前出張所	朝霞駅前出張所長	蕪 木 正 明
	コミュニティセンター	コミュニティセンター所長(中央公民館長併任)	(須 田 祥 子)
	農業委員会事務局	農業委員会事務局局長(産業振興課長併任)	(渡 邊 誠)
健康福祉部会	福祉部	福祉部長	三 田 光 明
	福祉課	福祉課長	林 優 光
	障害福祉課	障害福祉課長	菊 島 隆 一
	こども未来課	福祉部次長兼こども未来課長	猪 股 敏 裕
	保育課	保育課長	麦 田 伸 之
	健康づくり部	健康づくり部長	藪 塚 耕 二
	長寿はつらつ課	長寿はつらつ課長	堤 田 俊 雄
	健康づくり課	健康づくり部次長兼健康づくり課長	目 崎 康 浩
	保険年金課	保険年金課長	神 頭 勇
都市建設部会	都市建設部	都市建設部長	柳 原 季 明
	まちづくり推進課	都市建設部次長兼まちづくり推進課長	塩 野 彰
	開発建築課	都市建設部参事兼開発建築課長	村 沢 敏 美
	みどり公園課	みどり公園課長	長 島 浩 二
	道路整備課	都市建設部次長兼道路整備課長	比 留 間 寿 昭
	下水道課	下水道課長	大 高 亮
	水道部	水道部長	田 中 幸 男
	水道経営課	水道経営課長	益 田 智 美
	水道施設課	水道部次長兼水道施設課長	橋 本 則 夫
教育部会	学校教育部	学校教育部長	谷 井 喜 信
	教育総務課	学校教育部次長兼教育総務課長	渡 辺 淳 史
	教育管理課	教育管理課長	杉 山 巖
	教育指導課	教育指導課長	金 子 二 郎
	学校給食課	学校教育部参事兼学校給食課長	伊 藤 幹 男
	生涯学習部	生涯学習部長	島 村 幸 広
	生涯学習・スポーツ課	生涯学習部参事兼生涯学習・スポーツ課長	田 中 茂 義
	文化財課	文化財課長	杉 西 恭 子
	中央公民館	中央公民館長	須 田 祥 子
	図書館	図書館長	金 子 一 彦

平成26年7月1日現在

5 市民意向の把握

(1) 市民意識調査の概要

①調査の目的

「第5次朝霞市総合計画」を策定する基礎資料として活用するために行ったもの。

②調査の方法

- ・調査対象 市内居住の18歳以上の男女
- ・対象者数 3,000人
- ・抽出方法 住民基本台帳（平成25年4月1日現在）から無作為抽出
- ・調査方法 郵送配布、郵送回収
- ・調査期間 平成25年10月15日送付、11月5日締切

③調査項目

- ・朝霞市の「住みよさ」について
- ・日頃の地域との関わりについて
- ・周辺の生活環境について
- ・市の全般的な取組について
- ・これからのまちづくりについて
- ・まちづくりへの市民の参加について
- ・市政について
- ・自然災害（地震・風水害等）について
- ・自由記述

④回収結果

- ・標本数 2,975票（宛先不明（25票）を含む総発送数は3,000票）
- ・有効回収数 943票
- ・有効回収率 31.7%

(2) 中学生・高校生アンケートの概要

①調査の目的

「第5次朝霞市総合計画」を策定する基礎資料として活用するために行ったもの。

②調査の方法

- ・調査対象 市内居住の12歳～17歳の男女（平成25年4月1日時点での満年齢）
- ・対象数 1,000人
- ・抽出方法 住民基本台帳（平成25年10月1日現在）から無作為抽出
- ・調査方法 郵送配布、郵送回収
- ・調査期間 平成25年10月15日～11月5日

③調査項目

- ・朝霞市について日頃感じていること
- ・これからの朝霞市のまちづくりについて
- ・地域との関わりについて
- ・自由記入意見

④回収結果

- ・標本数 996票（宛先不明（4票）を含む総発送数は1,000票）
- ・有効回収数 364票
- ・有効回収率 36.5%

(3) あさか お・も・て・な・し カフェ（ワールドカフェ方式の市民懇談会）

①実施の目的

「第5次朝霞市総合計画」を策定するにあたり、広く市民の声を聴き、計画に反映するために行ったもの。

②実施の概要

日 時：平成26年1月18日（土） 午後1時半～4時

場 所：市民会館（ゆめばれす）2階 高砂

参加者：75名（ほか子供大勢）

③実施方法

あるテーマについて、数人で入れ替わり立ち替わり自由な対話を行い、参加する全員の意見や知識を集め、共有できる対話手法の一つである「ワールド・カフェ」という手法を用いて、3つのテーマで自由に対話を実施した。

④実施結果（対話のテーマと意見数）

1. 朝霞のいいところ：291件
2. 朝霞のよくないところ：347件
3. こんな朝霞市にしたい！：378件

(4) 分野別懇談会その1

①実施の目的

「第5次朝霞市総合計画」を策定するにあたり、市政の分野ごとに市民の声を聴き、計画に反映するために行ったもの。

②実施の概要

日 時：平成26年1月25日（土）～2月2日（日）（全5回）

参加者：120名（全5回合計）

	テーマ	開催日時
第1回 総務部会	『第4次総合振興計画進捗の現状と課題』 ～市の概要・財政・災害対策～	1月25日（土） 午前10時半～
第2回 市民環境部会	『朝霞の環境』 ～生活環境・産業振興・コミュニティ～	1月26日（日） 午前9時～
第3回 健康福祉部会	『朝霞の健康・福祉』 ～朝霞の子育て・高齢者福祉・健康づくり～	1月26日（日） 午前10時45分～
第4回 都市建設部会	『朝霞のまちづくり』 ～まちの変化を振り返る～	2月2日（日） 午前9時～
第5回 教育部会	『朝霞の教育』 ～学校教育と生涯学習～	2月2日（日） 午前10時45分～

③実施方法

市政を5つの分野に分けて、各分野の担当となる市の職員から、朝霞市の現状や課題について説明を行った上で、参加されている市民の方との質疑応答により、市との意見交換を行った。

④実施結果（対話のテーマと意見数）

市政に関するご質問・ご要望等：全54件

(5) 分野別懇談会その2

①実施の目的

「第5次朝霞市総合計画」を策定するにあたり、市政の分野ごとに市民の声を聴き、計画に反映するために行ったもの。

②実施の概要

日時：平成26年7月25日（土）～8月9日（日）（全5回）

参加者：67名（全5回合計）

	テーマ	開催日時	参加者数
第1回 総務部会	・自然災害は必ず起こる！ ・これからの行財政改革をどうするか ・今後の公共施設のあり方を考える	7月5日（土） 午前10時～	14人
第2回 教育部会	『朝霞の教育』～学校教育と生涯学習～ ・こんな学校にしたい ・学校とこんな地域参画をしたい ・生涯を通じて、こんな学びをしたい ・こんな施設で学びたい	7月12日（土） 午前10時～	10人
第3回 健康福祉部会	・子育て支援・青少年育成 ・高齢者支援 ・社会保障 ・障害者支援 ・健康づくり	7月13日（日） 午前10時～	15人
第4回 市民環境部会	・生活環境 ・産業振興 ・ごみ処理 ・交流・コミュニティ	7月26日（土） 午前10時～	13人
第5回 都市建設部会	『これからのまちづくりを考えよう』 ・まちの10年の変化を振り返る ・将来のまちづくりを考える ・私が今からできるまちづくり	8月9日（土） 午前10時～	15人

③実施方法

市政を5つの分野に分けて、市民の方によるワークショップを実施し、意見をいただいた。

④実施結果

市政に対するご意見・ご提案等：全727件

(6) パブリック・コメントの概要

①実施期間 平成27年5月～6月（予定）

②方法 広報、ホームページ、公共施設において公開（予定）

③受付 メール、ファックス、窓口持参（予定）

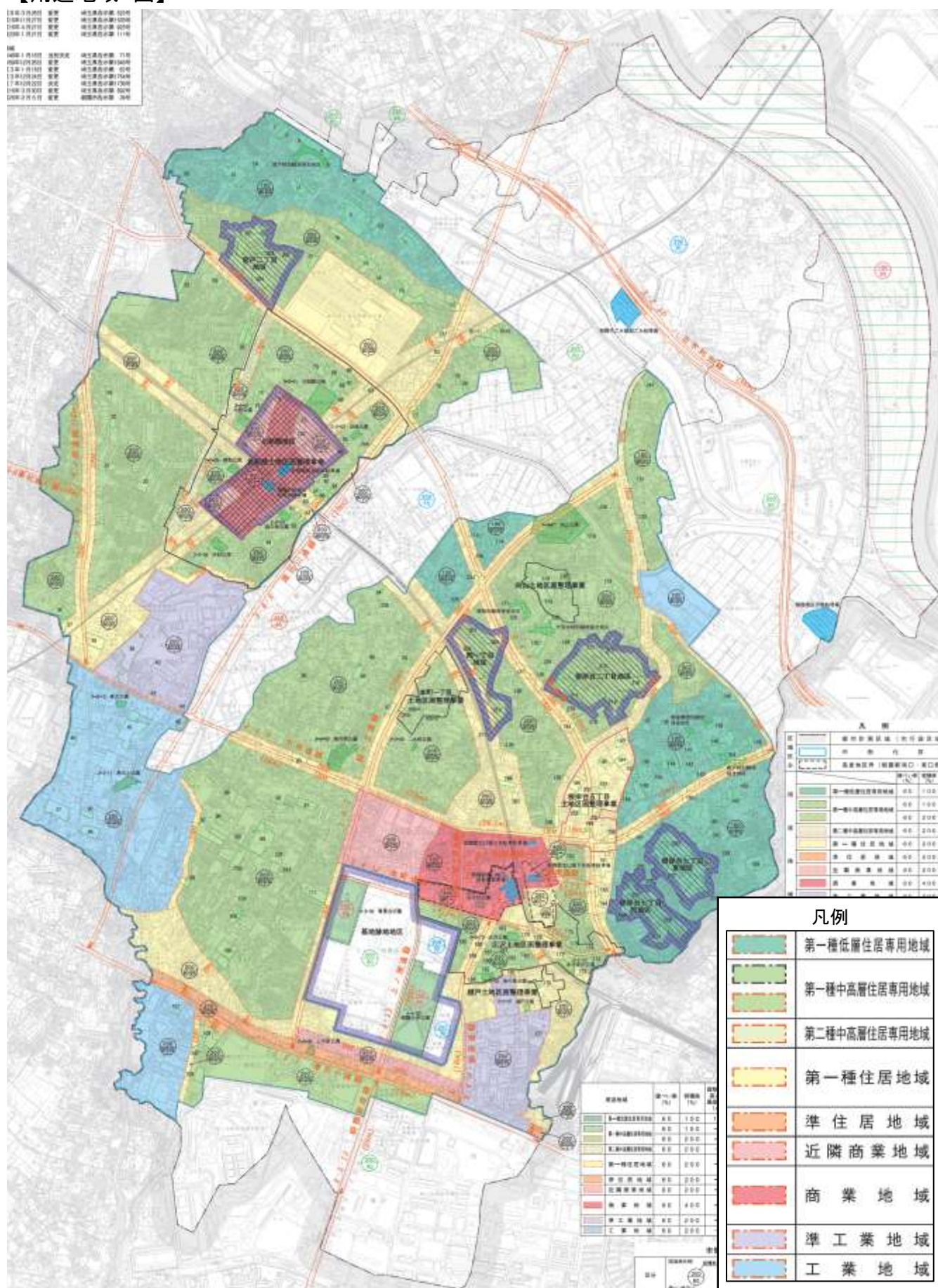
④結果 ●人から意見提出、意見数●件

6 主な個別計画一覧

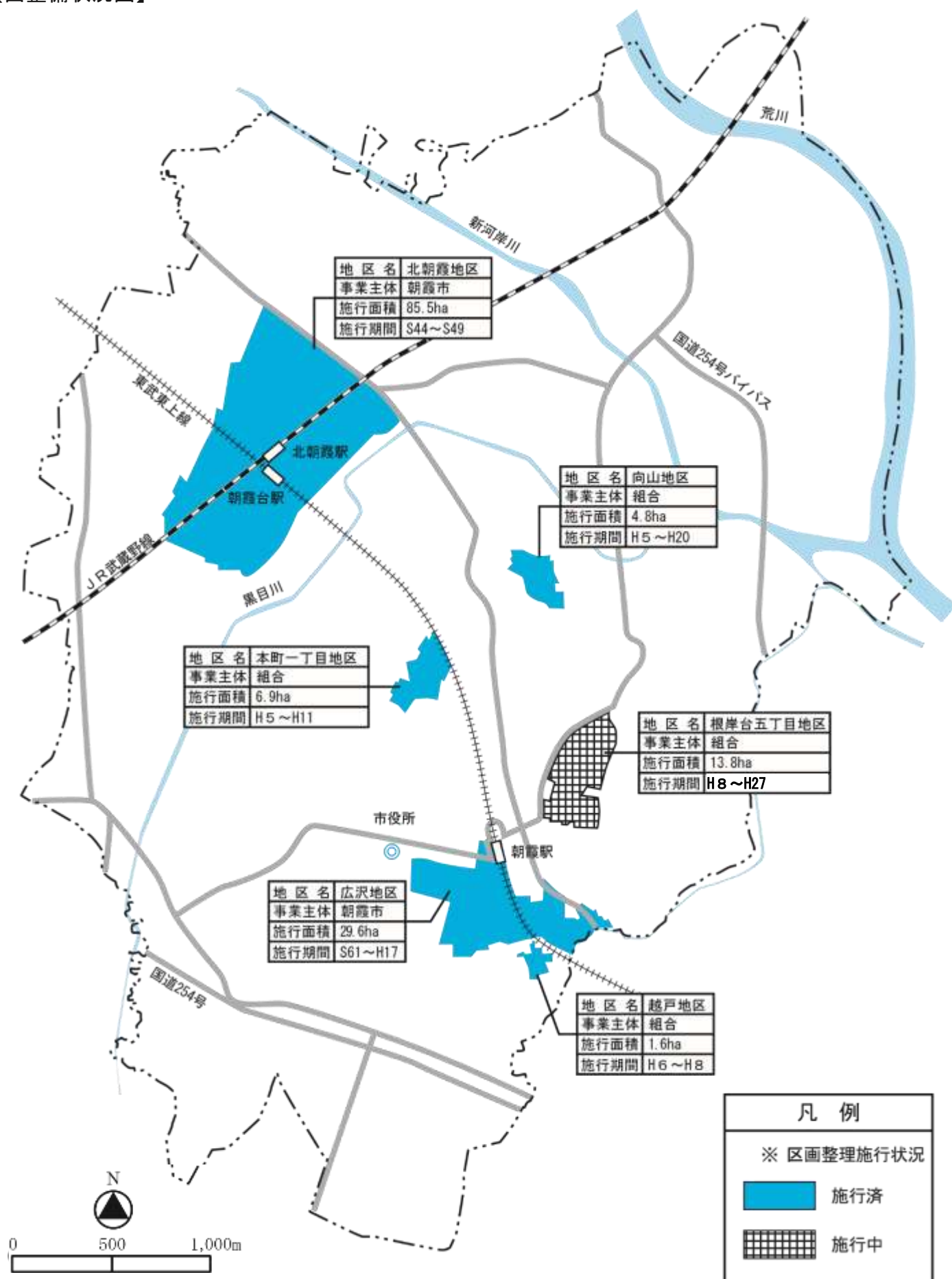
施策の大綱	大柱	計画名	部	課
Ⅰ章 災害対策・防犯・市民生活	防災・消防	地域防災計画（H28～）《防災会議》 国民保護計画（H19～）《国民保護協議会》	危機管理室 危機管理室	
	生活	防犯推進計画（H23～）《防犯推進協議会》	危機管理室	
Ⅱ章 健康・福祉	子育て支援・青少年育成	子ども・子育て支援事業計画（H27～31） 《子ども・子育て会議》	福祉部	保育課
	高齢者支援	第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（H27～29）《高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議》	健康づくり部	長寿はつらつ課
	障害者支援	第4次障害者プラン（H24～28） 《障害者プラン推進委員会》	福祉部	障害福祉課
		第4期障害福祉計画（H27～29） 《障害者プラン推進委員会》	福祉部	障害福祉課
	地域福祉・社会保障	第3期地域福祉計画（H28～32） 《地域福祉計画策定委員会》	福祉部	福祉課
Ⅲ章 教育・文化	保健・医療	あさか健康プラン21（2次計画）（H26～34） 《健康づくり推進協議会》 第2期特定健康診査等実施計画（H25～29） 《国民健康保険運営審議会》	健康づくり部 健康づくり部	健康づくり課 保険年金課
	学校教育	教育振興基本計画（H25～34） 《教育振興基本計画策定委員会》	学校教育部	教育総務課
	生涯学習	第2次生涯学習計画基本構想（H19～28） 《社会教育委員会》 第2次生涯学習計画基本計画（H24～28） 《生涯学習計画策定委員会》 図書館サービス基本計画（H28～32） 《図書館サービス基本計画策定委員会》 子ども読書活動推進計画（H24～29） 《子ども読書活動推進計画策定委員会》	生涯学習部	生涯学習・スポーツ課 生涯学習・スポーツ課 図書館 図書館
	スポーツ・レクリエーション	スポーツ振興計画（H23～32） 《スポーツ推進審議会》	生涯学習部	生涯学習・スポーツ課
	地域文化			
Ⅳ章 環境・コミュニティ	環境	環境基本計画（H24～33）《環境審議会》 第3次地球温暖化対策実行計画（H27～31） 《環境基本計画策定検討委員会》	市民環境部 市民環境部	環境推進課 環境推進課
	ごみ処理	第4次一般廃棄物処理基本計画（H21～30） 《廃棄物減量等推進審議会》	市民環境部	資源リサイクル課
	コミュニティ			
	市民活動			
Ⅴ章 都市基盤・産業振興	V章（大柱1～5）	都市計画マスタープラン（H18～37） 《都市計画マスタープラン検討委員会》	都市建設部	まちづくり推進課
	土地利用			
	道路交通	市道整備基本計画（H3～）	都市建設部	道路整備課
	緑・景観	緑の基本計画（H12～32）《緑化推進会議》	都市建設部	みどり公園課
		景観計画（H28～）《景観計画策定委員会》	都市建設部	まちづくり推進課
	市街地整備	水道事業基本計画※（H24～83） 水道事業耐震化計画（H24～30）《水道審議会》	水道部 水道部	水道施設課 水道施設課
	安全・安心・環境共生	建築物耐震化改修促進計画（H28～37）	都市建設部	開発建築課
	産業の育成と支援			
	産業活性化	中心市街地活性化基本計画（H15～）	市民環境部	産業振興課
	勤労者支援			
Ⅵ章 基本構想を推進するために	シティ・セールス 朝霞ブランド			
	男女平等	男女平等推進行動計画（H28～37） 《男女平等推進審議会》	総務部	人権庶務課
	人権の尊重			
	多文化共生			
	市民参画・協働			
	行財政	特定事業主行動計画（H27～31） 《特別報酬等審議会》	総務部	職員課
		公共施設等総合管理計画（H28～）	総務部	財産管理課

注：表中、《》は、計画に関連のある審議会等です。

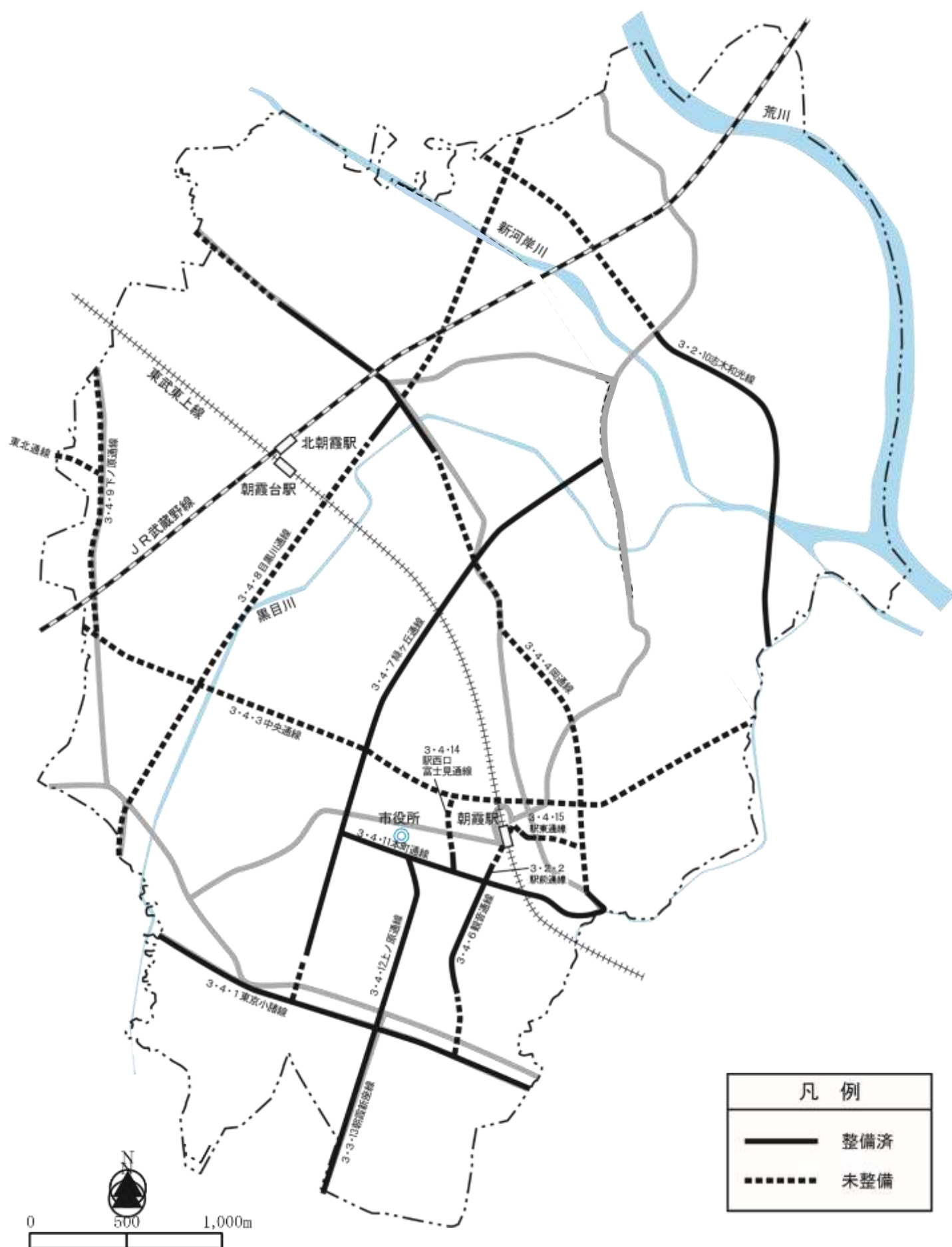
【用途地域※図】



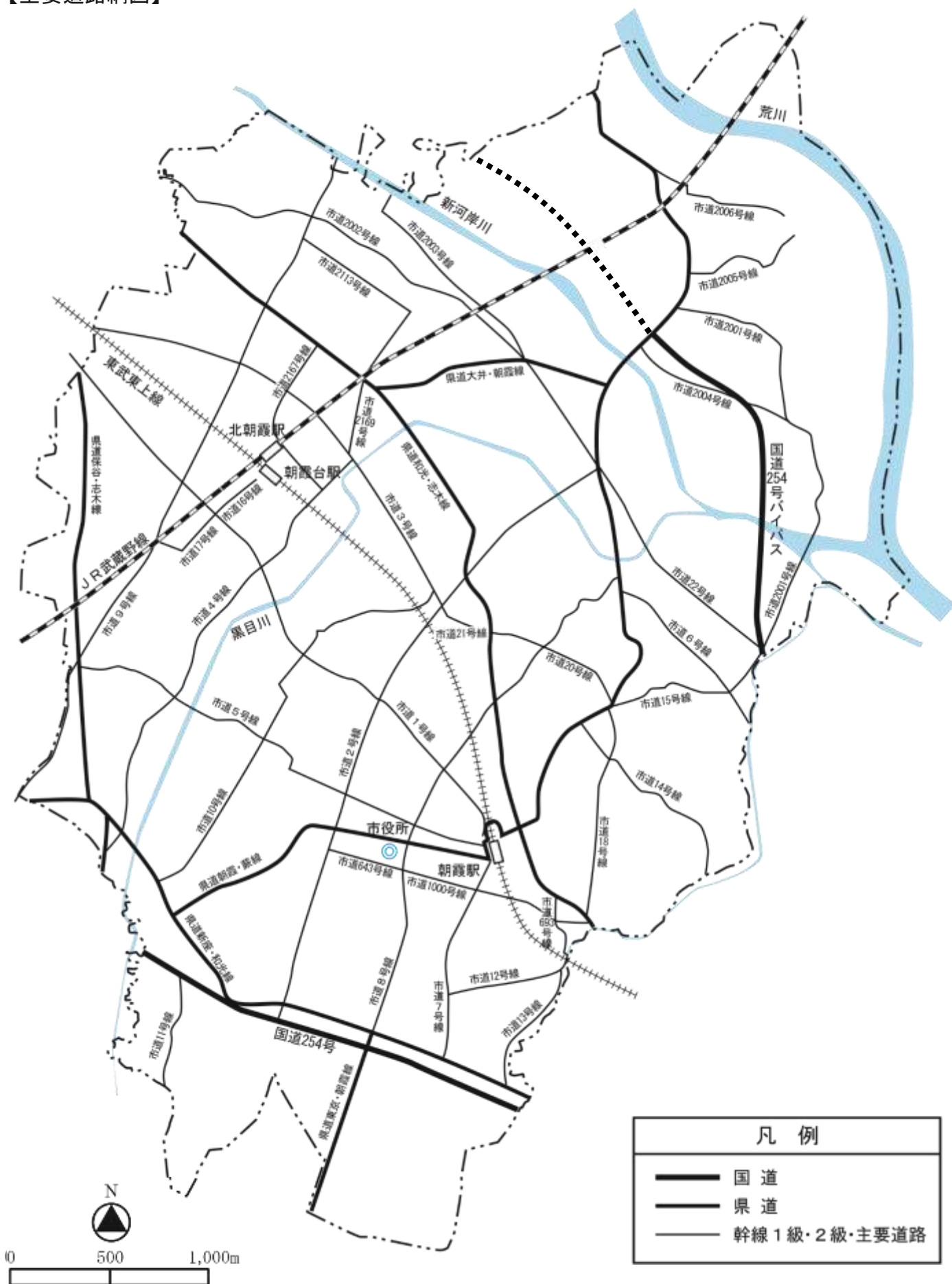
【面整備状況図】



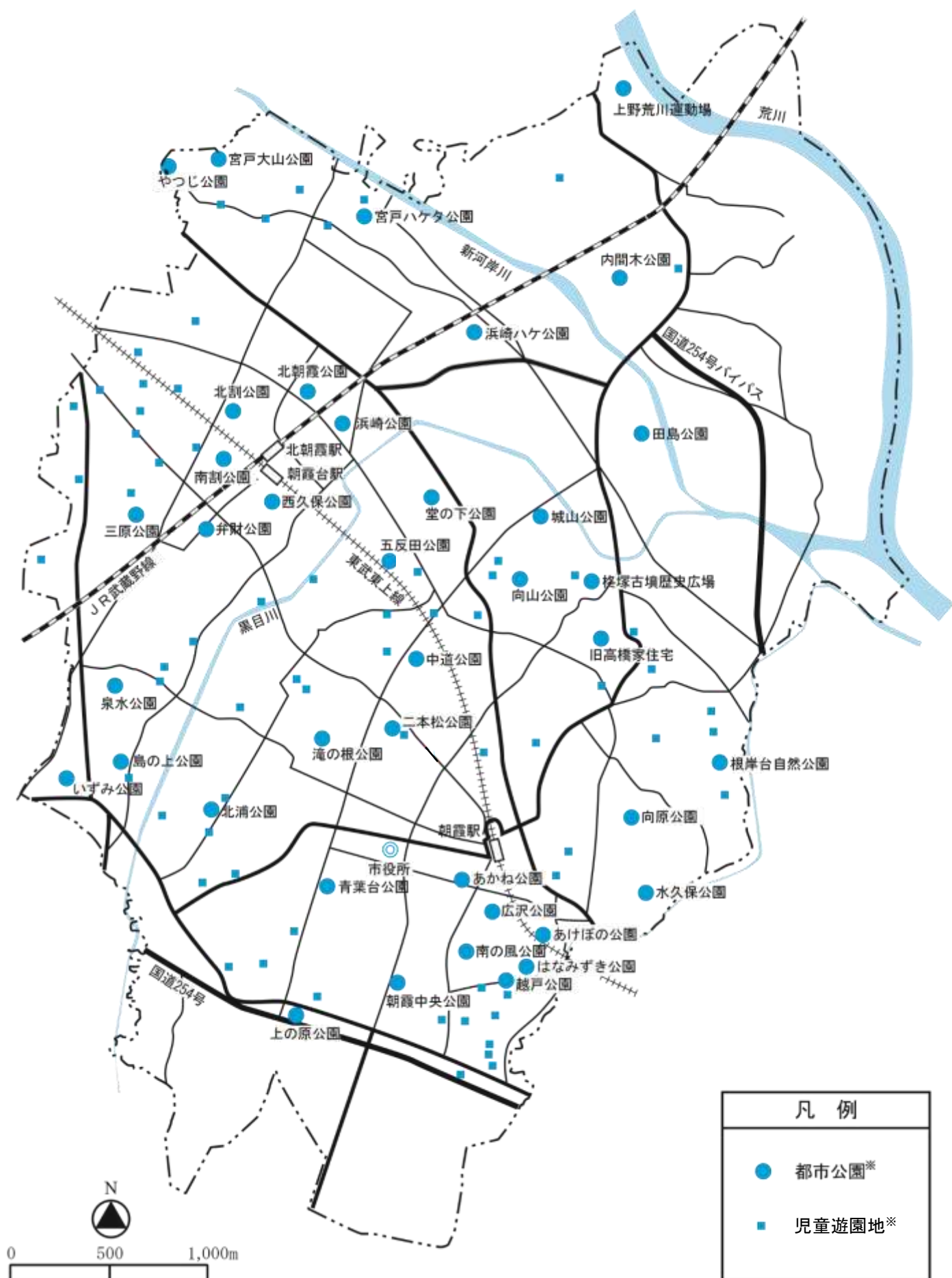
【都市計画道路図】



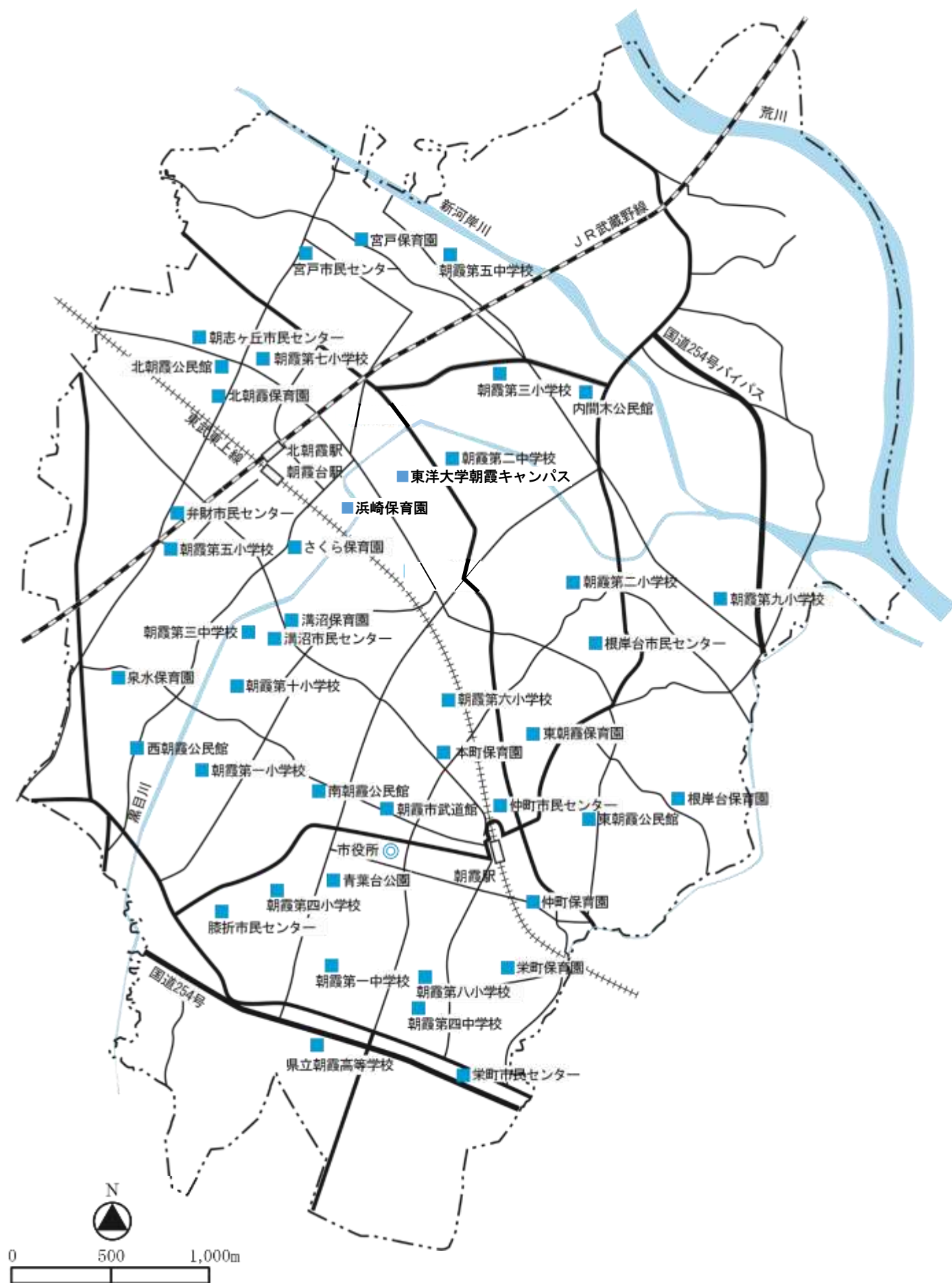
【主要道路網図】



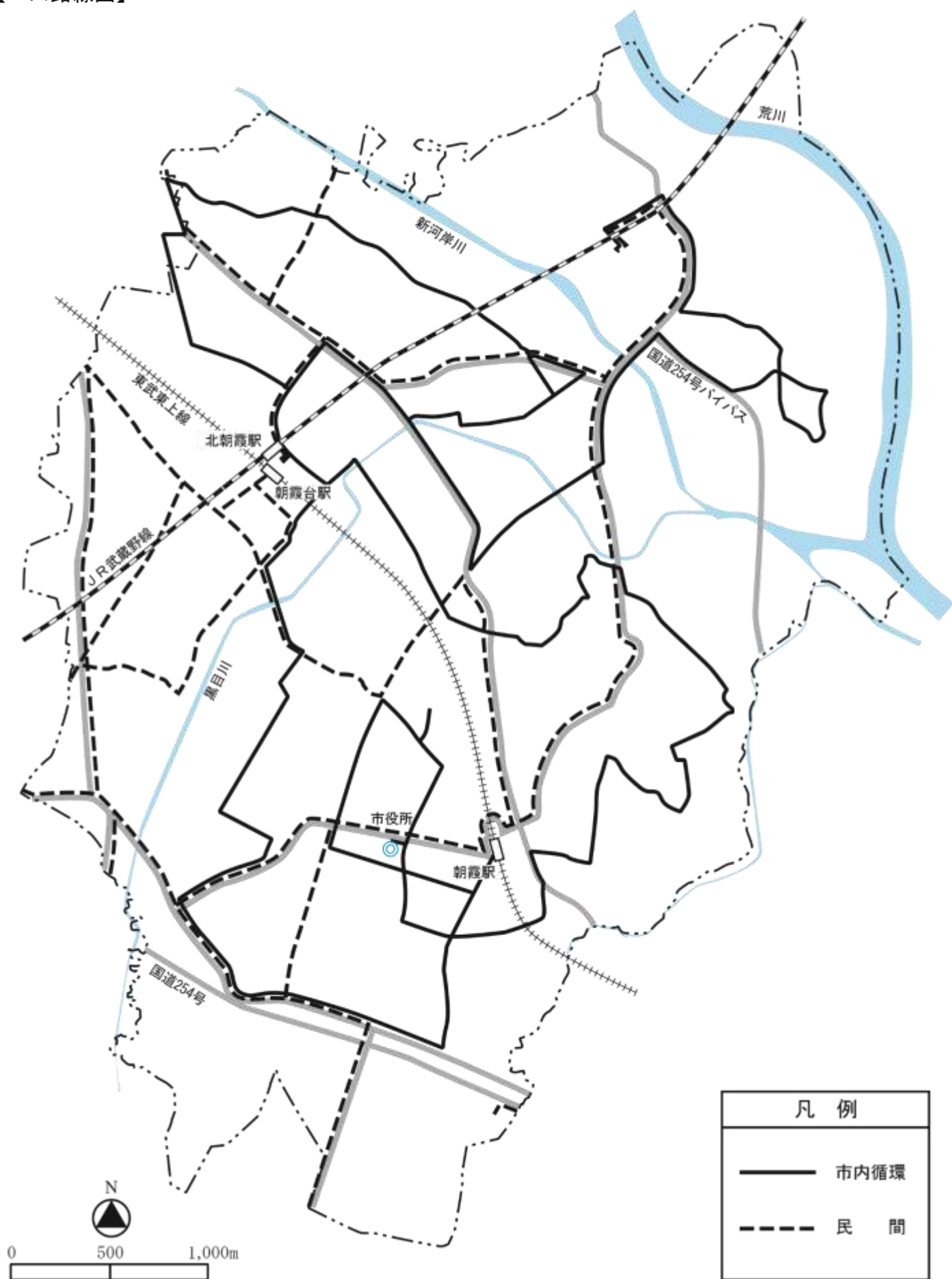
【都市公園※・児童遊園地※位置図】



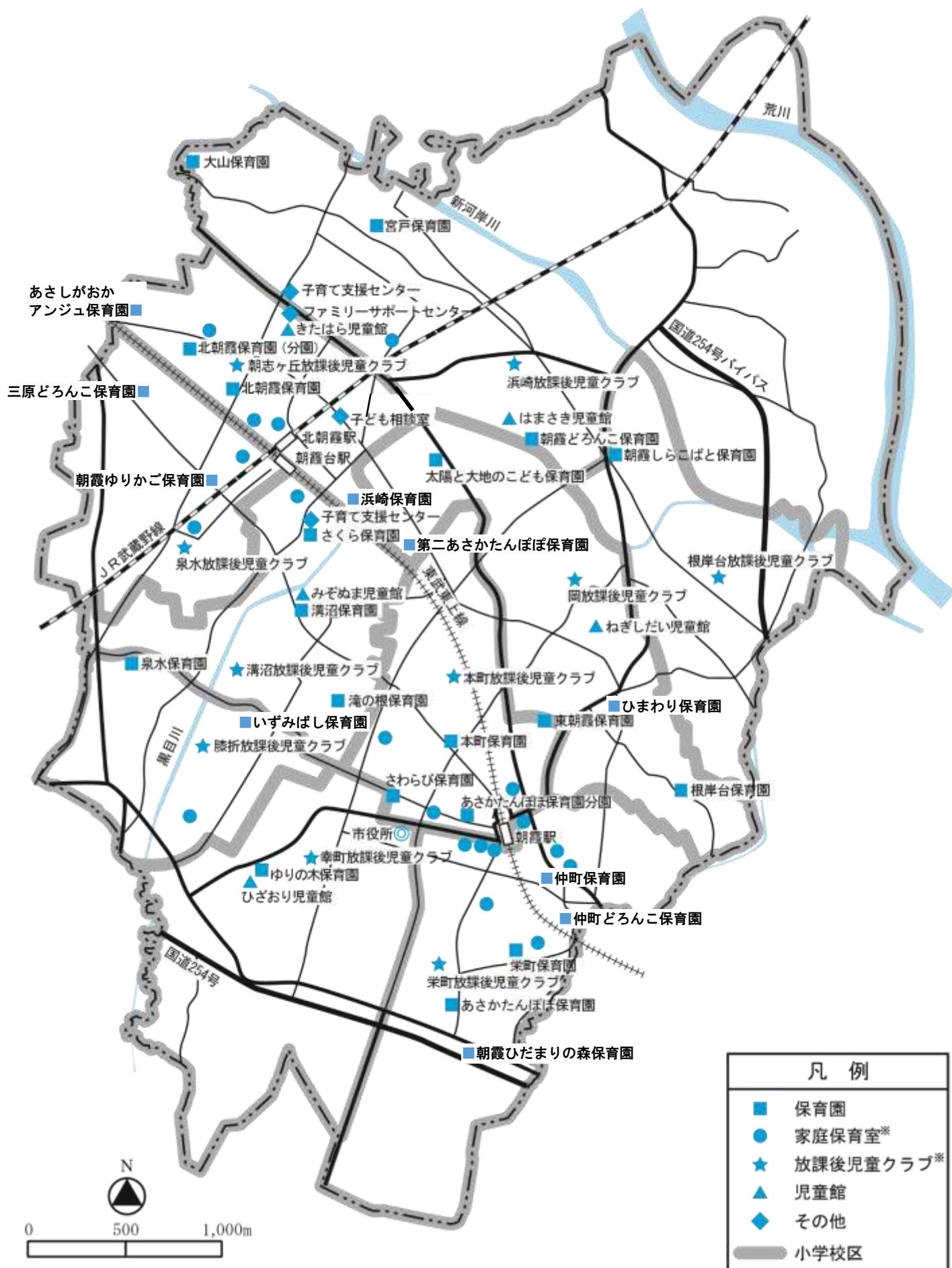
【避難場所図】



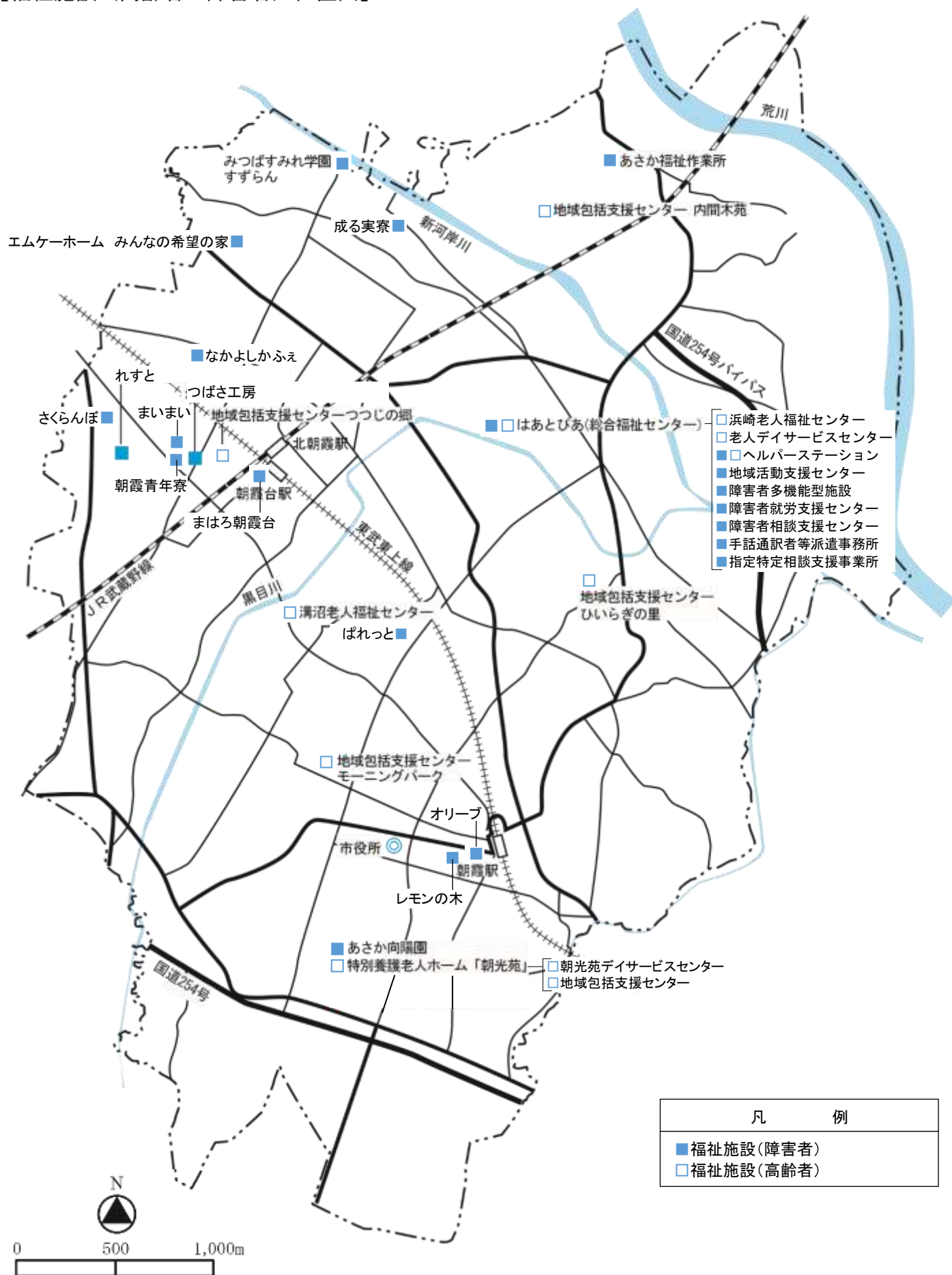
【バス路線図】



【児童福祉施設位置図】



【福祉施設（高齢者・障害者）位置図】



【各種検診受診者数の推移】

(単位：人、%)

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		許容値 (注)
		人数	率	人数	率	人数	率	率
胃がん	対象者数	37,508	—	37,970	—			—
	受診者数 (集団)	4,533	12.1%	4,274 (183)	11.3%			—
	要精検者数	89	2.0%	61	1.4%			11.0%以下
	精検受診者数	45	50.6%	38	62.3%			70.0%以上
	がん 発見数	対受診者数 対精検受診者数	0 0%	1 2.6%	0.02% 0.02%			0.11%以上 1.0%以上
子宮がん (頸部)	対象者数	26,128	—	26,391	—			—
	受診者数	4,912 (1,047)	18.8%	4,391 (908)	16.6%			—
	要精検者数	32	0.7%	62	1.4%			1.4%以下
	精検受診者数	10	31.2%	42	67.7%			70.0%以上
	がん 発見数	対受診者数 対精検受診者数	1 (1) 6.2%	1 (2) 7.1%	0.07% 0.07%			0.05%以上 4.0%以上
子宮がん (体部)	対象者数	26,128	—	26,391	—			—
	受診者数	642	2.5%	563	2.1%	平成 27 年 5 月末頃に 掲載予定		—
	要精検者数	3	0.5%	5	0.9%			—
	精検受診者数	0	0%	3	60.0%			—
	がん 発見数	対受診者数 対精検受診者数	0 0%	0 0%	0% 0%			—
								—
乳がん	対象者数	23,534	—	23,955	—			—
	受診者数 (集団)	4,686 (1,485)	19.9%	4,255 (1,321)	17.8%			—
	要精検者数	279	6.0%	187	4.4%			11.0%以下
	精検受診者数	170	60.9%	143	76.5%			80.0%以上
	がん 発見数	対受診者数 対精検受診者数	4 (3) 4.12%	21 (5) 18.2%	0.61% 0.61%			0.23%以上 2.5%以上
肺がん	対象者数	37,508	—	37,970	—			—
	受診者数 (集団)	10,594	28.2%	10,228 (198)	26.9%			—
	喀痰検査	487	4.6%	477	4.7%			—
	要精検者数	183	1.7%	227	2.2%			3.0%以下
	精検受診者数	88	48.1%	167	73.6%			70.0%以上
	がん 発見数	対受診者数 対精検受診者数	1 (3) 4.55%	1 (5) 3.59%	0.06% 0.06%			0.03%以上 1.3%以上

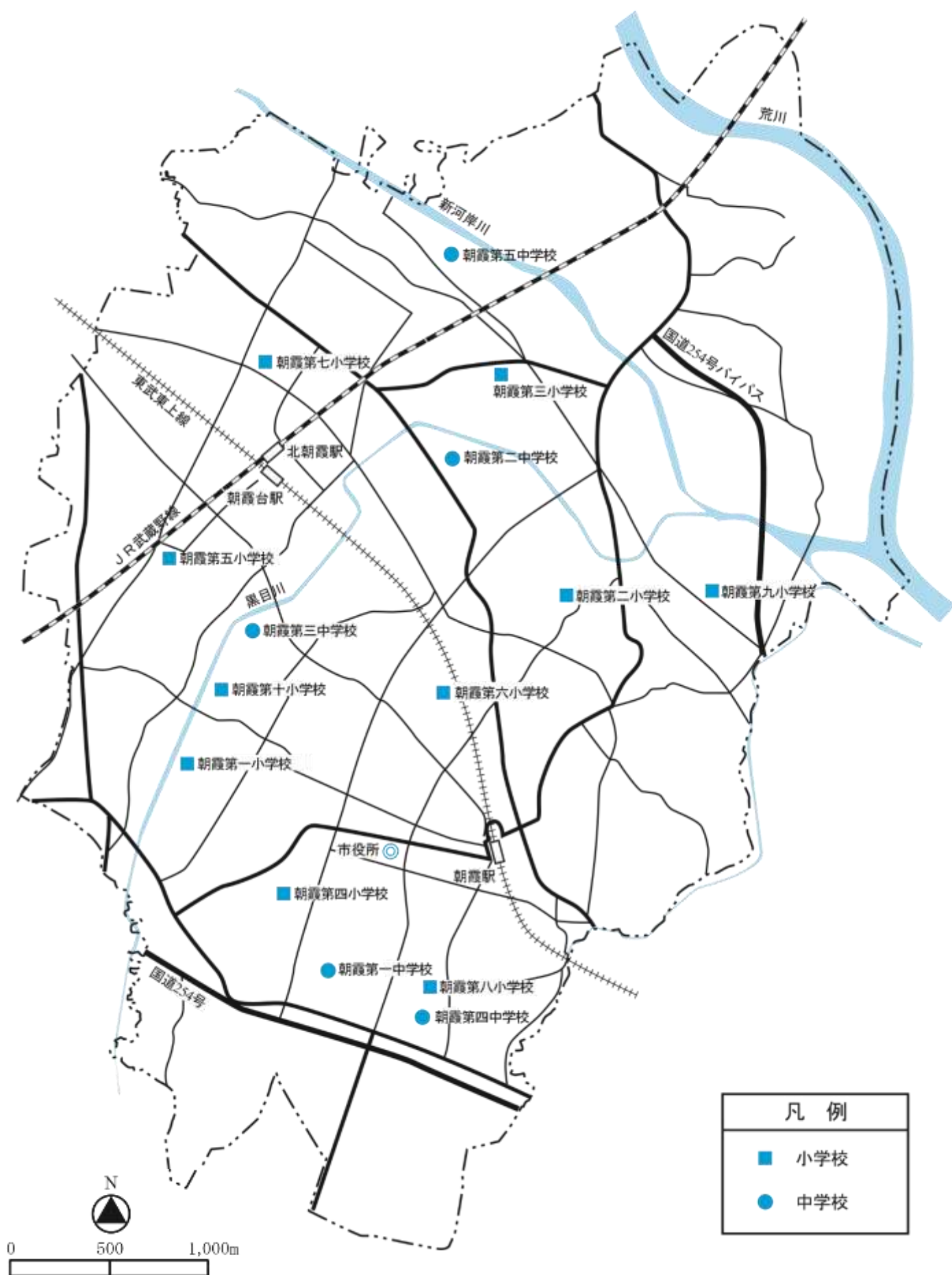
		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		許容値 (注)
		人数	率	人数	率	人数	率	率
大腸がん	対象者数	37,508	—	37,970	—			—
	受診者数 (集団)	11,110	29.6%	10,531 (192)	27.7%			—
	要精検者数	777	7.0%	845	8.0%			7.0%以下
	精検受診者数	338	43.5%	393	46.5%			70.0%以上
	がん 発見数	対受診者数 対精検受診者数	14 (6) 5.92%	15 (6) 5.34%	0.20% 0.20%	平成 27 年 5 月末頃に 掲載予定		0.13%以上 1.9%以上
前立腺がん	対象者数	8,398	—	8,642	—			—
	受診者数	4,086	48.7%	4,046 (67)	46.8%			—
	要精検者数	257	6.3%	243	6.0%			—
	精検受診者数	124	48.2%	139	57.2%			—
	がん 発見数	対受診者数 対精検受診者数	13 (7) 16.1%	13 9.35%	0.32% 0.32%			—

資料：健康づくり課

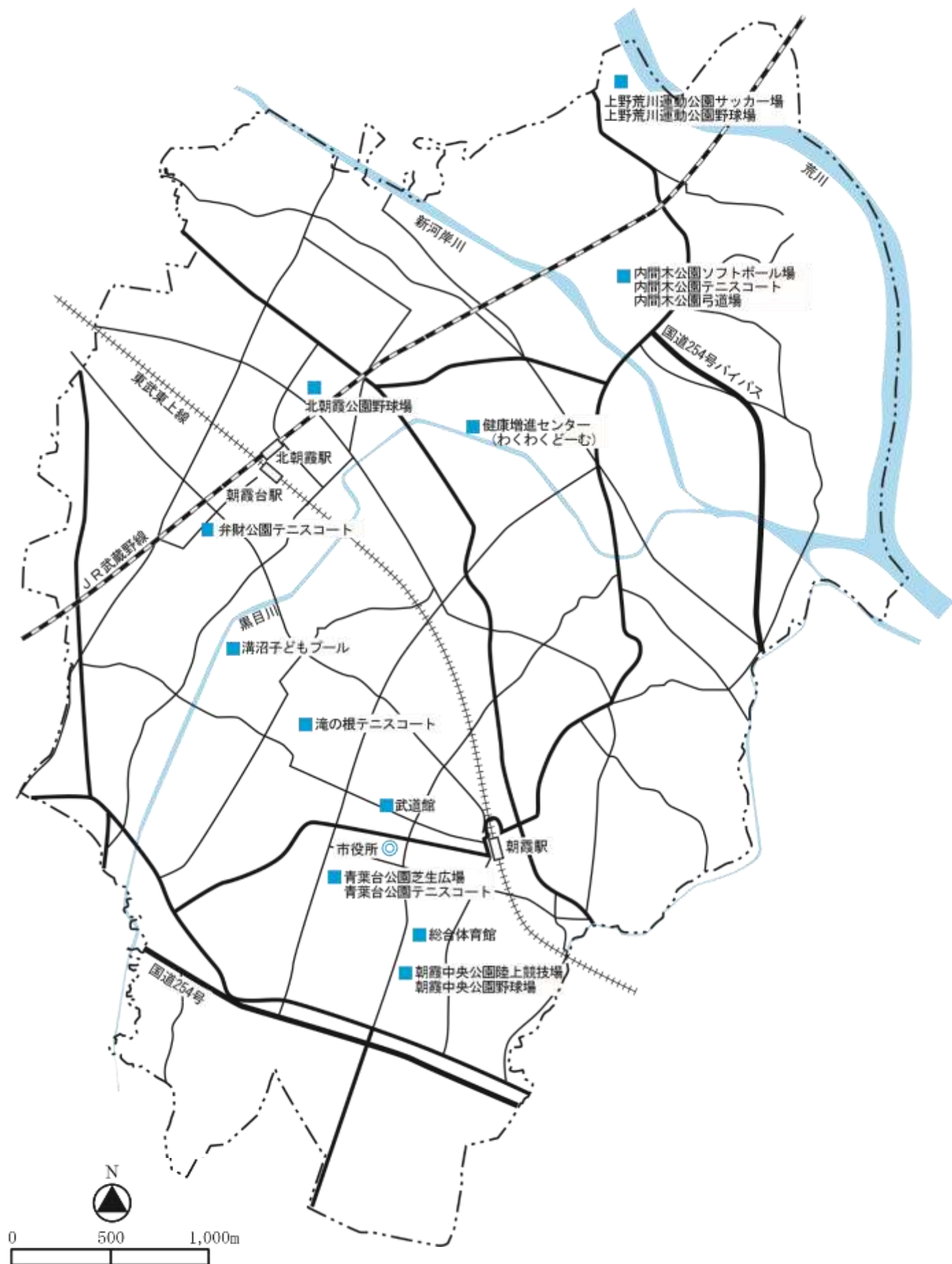
注：精検受診者数・がん発見数：平成 26 年 5 月 26 日現在

注：許容値：がん検診事業の評価に関する委員会が設定した、精度管理・事業評価における最低限の基準（「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」より抜粋）

【小・中学校位置図】



【スポーツ施設位置図】



【指定文化財一覧】

種類	区分	名称	所在地(管理者)	概要	指定年月日
建造物	重文	旧高橋家住宅	根岸台(朝霞市)	江戸時代中期に建てられた茅葺農家建築	平成 13 年 11 月 14 日
絵画	市指	絹本着色両界曼荼羅	宮戸(宝蔵寺)	室町～江戸時代の作と推定される仏画	平成 4 年 11 月 27 日
工芸品・彫刻	市指	泉蔵寺銅鐘	溝沼(泉蔵寺)	正徳 4 年粉河市正作銘のある市内最古の銅鐘	昭和 51 年 3 月 13 日
	市指	溝沼獅子舞用具	溝沼(金子家)	溝沼獅子舞に使用する用具(獅子頭・太鼓等)	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	鉄造阿弥陀如来立像	根岸台(台雲寺)	鎌倉末～室町時代に製作された鉄仏	平成 6 年 3 月 25 日
書跡・古文書	市指	山岡鉄舟扁額	岡(市教育委員会)	山岡鉄舟筆による「膝折学校」扁額	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	相沢家文書	岡(市教育委員会)	地方文書(江戸時代旧根岸村名主関係文書)	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	内田家文書	岡(市教育委員会)	地方文書(明治時代前半の戸長関係文書)	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	消防日誌	岡(市教育委員会)	旧岡村の消防団の出動記録	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	町名改称許可書	岡(朝霞市)	「朝霞町」に町名を改称するときの許可書	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	牛山家文書	膝折町(牛山家)	地方文書(江戸時代旧膝折宿名主関係文書)	昭和 51 年 3 月 13 日
	市指	塩味家文書	溝沼(塩味家)	地方文書(江戸時代旧溝沼村名主関係文書)	昭和 51 年 3 月 13 日
	市指	奥住家文書	岡(市教育委員会)	江戸～明治時代の水車(伸銅)関係文書	昭和 51 年 3 月 13 日
	市指	比留間家文書	岡(比留間家)	地方文書(江戸時代旧岡村名主関係文書)	昭和 51 年 3 月 13 日
	市指	元禄七年秣場争論裁許絵図	岡(市教育委員会)	江戸時代の共同採草地の利用をめぐる判決文	平成 7 年 2 月 23 日
考古資料	県指	板石塔婆	根岸台(金子家)	不動曼荼羅と五輪塔を刻む正安 3 年銘の板碑 2 基	昭和 40 年 3 月 16 日
	県指	宮戸薬師堂山経塚出土経筒及び外容器	岡(市教育委員会)	宮戸で出土した平安時代の経筒・和鏡・甕・鉢	平成 4 年 3 月 11 日
	市指	泉水遺跡出土品	岡(市教育委員会)	泉水遺跡より発掘調査によって出土した土器・石器	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	六道地藏尊	三原(六道地藏尊保存会)	溝沼・浜崎境にある六道地藏石幢	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	一乗院の板石塔婆	膝折町(一乗院)	元徳 2 年～文明 12 年までの板碑約 190 基	昭和 50 年 3 月 17 日
	市指	東圓寺の板石塔婆	岡(東圓寺)	市内最古の文永 5 年をはじめとする板碑約 25 基	昭和 50 年 3 月 17 日
	市指	一夜塚古墳出土遺物	岡(市教育委員会)	朝霞第二小学校にあった一夜塚古墳から出土した鏡・武器・馬具・埴輪・土製品・土器	平成 24 年 9 月 1 日
歴史資料	市指	内間木神社大絵馬	岡(内間木神社)	市内最古の「秩父札所参り」をはじめとする大絵馬 4 面	平成 12 年 2 月 1 日
無形文化財	市指	溝沼獅子舞	溝沼(溝沼獅子舞保存会)	春・秋に行われる市内に残る唯一の獅子舞	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	根岸野謡	根岸台(根岸野謡保存会)	根岸台地区に伝わる婚礼等でうたわれる謡	昭和 50 年 3 月 17 日
史跡	県指	柵塚古墳	岡(朝霞市他)	全長約 72m、高さ約 8m の県南部を代表する前方後円墳	平成 14 年 3 月 22 日
	市指	広沢の池	栄町(市教育委員会)	古来より灌漑用水などに利用された湧水池	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	郷戸遺跡	根岸台(渡辺家)	発掘調査された弥生後期	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	二本松	本町(市教育委員会)	江戸時代の庚申塔が立つ旧道の目印	昭和 58 年 11 月 9 日
天然記念物	市指	夏ぐみ	根岸台(石原家)	推定樹齢 200 年、樹高約 10m	昭和 50 年 3 月 17 日
	市指	ゆず	根岸台(高橋家)	推定樹齢 250 年、樹高約 7m	昭和 50 年 3 月 17 日
	市指	湧水代官水	岡(朝霞市他)	灌漑用水などとして地域の人々に「代官水」と呼ばれていた貴重な湧水	平成 22 年 9 月 1 日

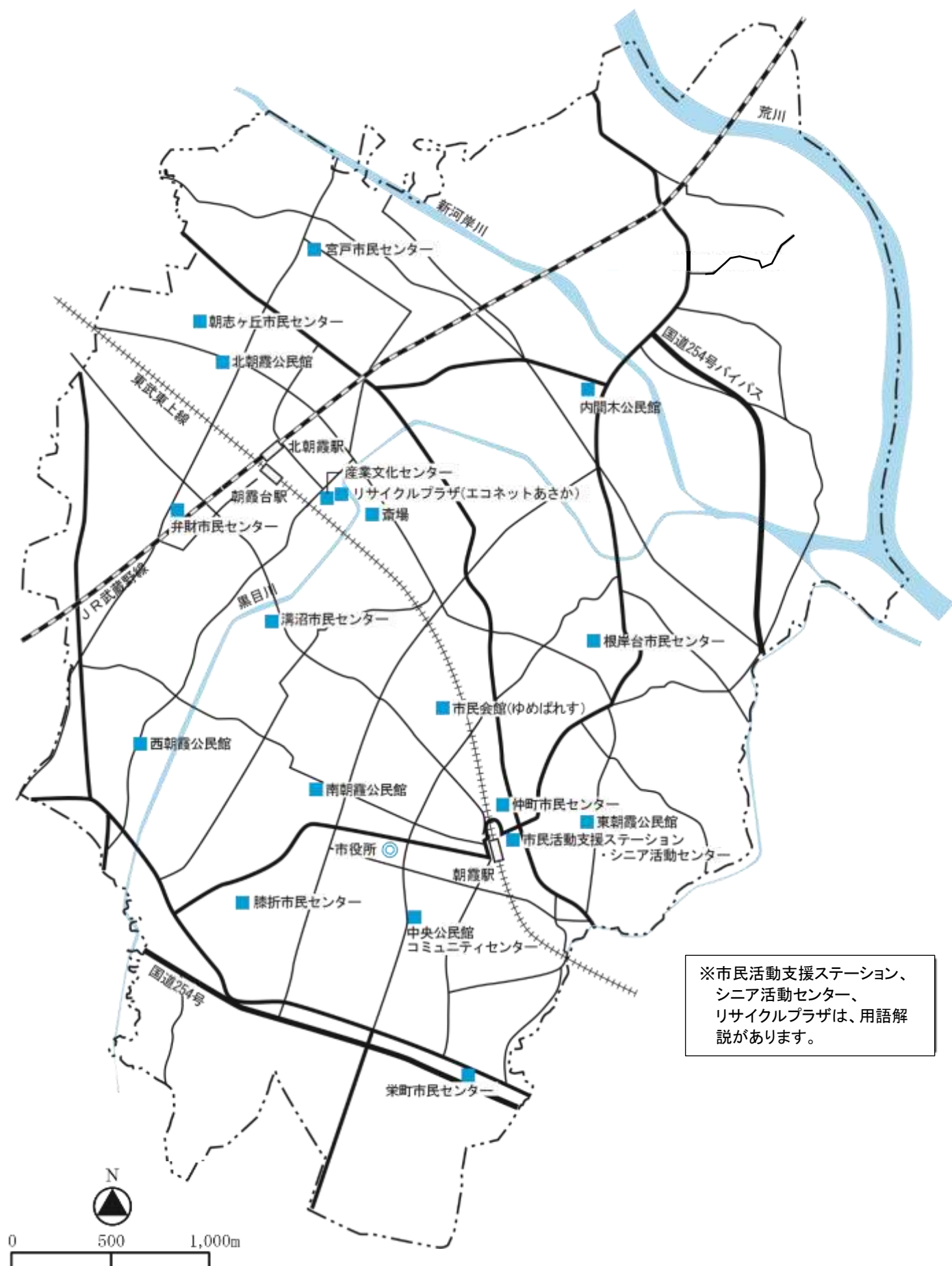
注：重文＝重要文化財 県指＝埼玉県指定文化財 市指＝朝霞市指定文化財

○埼玉県選定重要遺跡

種類	区分	名称	所在地(管理者)	概要	選定年月日
史跡	県選	岡の城山	岡(朝霞市他)	縄文時代の貝塚や中世の城館跡の残る遺跡	昭和 44 年 10 月 1 日

資料：文化財課

【コミュニティ施設位置図】



【歳入決算状況（一般会計）の推移】

（単位：千円）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 （予算）
歳入合計	36,342,623	36,238,221	37,035,171		
市税	20,104,139	20,306,302	20,532,649		
地方譲与税	235,076	219,575	210,324		
利子割交付金	50,670	45,221	41,231		
配当割交付金	39,600	45,710	87,513		
株式等譲渡所得割交付金	9,839	13,258	143,940		
地方消費税交付金	1,002,726	1,013,566	1,004,928		
ゴルフ場利用税交付金	14,051	13,748	13,885		
自動車取得税交付金	53,773	95,094	83,001		
国有提供施設等所在市町村助 成交付金	100,655	117,194	111,354		
地方特例交付金	309,688	130,160	123,587		
地方交付税	589,349	625,351	584,041		
交通安全対策特別交付金	16,108	16,077	16,061		
分担金及び負担金	513,738	562,107	631,809		
使用料及び手数料	738,879	749,512	736,956		
国庫支出金	5,416,952	5,148,676	5,226,516		
県支出金	2,049,425	2,139,928	2,078,387		
財産収入	339,525	142,037	229,278		
寄附金	414	10,848	5,613		
繰入金	111,852	433,440	1,002,795		
繰越金	1,224,624	1,118,883	1,076,081		
諸収入	1,146,367	1,177,350	1,324,670		
市債	2,275,173	2,114,184	1,770,552		

資料：財政課

【市税決算状況の推移】

（単位：千円）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 （予算）
総額	20,104,139	20,306,302	20,532,649		
普通税	18,898,537	19,111,970	19,328,201		
市民税	9,466,452	9,910,466	9,958,169		
固定資産税	8,588,113	8,350,834	8,410,543		
軽自動車税	80,967	83,382	86,441		
市たばこ税	763,005	767,288	873,048		
目的税	1,205,602	1,194,332	1,204,448		
都市計画税	1,205,602	1,194,332	1,204,448		

資料：財政課

【歳出決算状況（一般会計）の推移（目的別、性質別）】

（目的別）

（単位：千円）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 （予算）
歳出合計	35,223,740	35,162,140	35,616,943		
議会費	311,907	296,191	290,729		
総務費	3,872,845	3,920,221	4,291,635		
民生費	15,575,434	16,070,055	16,882,399		
衛生費	2,952,128	2,900,293	2,680,223		
労働費	26,359	24,361	24,353		
農林水産業費	69,390	72,562	74,008		
商工費	228,284	244,404	256,535		
土木費	2,869,059	3,147,178	2,595,626		
消防費	1,253,789	1,250,939	1,266,693		
教育費	4,931,987	4,079,980	4,054,108		
公債費	3,132,393	3,155,720	3,200,426		
諸支出金	165	236	208		
予備費	0	0	0		

資料：財政課

（性質別）

（単位：千円）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 （予算）
歳出合計	35,223,740	35,162,140	35,616,943		
人件費	6,253,893	6,235,014	6,060,348		
扶助費	8,671,936	8,936,150	9,254,243		
公債費	3,132,393	3,155,720	3,200,426		
物件費	7,983,808	8,018,211	8,104,345		
維持補修費	496,140	457,547	389,147		
補助費等	3,440,589	3,782,530	3,756,105		
積立金	1,559	1,397	505,770		
投資・出資・貸付金	127,780	133,790	129,260		
繰出金	2,366,897	2,201,085	2,704,530		
普通建設事業費	2,748,745	2,240,696	1,512,769[A2]		
633,701	593,586	447,033	447,033		
2,115,044	1,647,110	1,065,736	1,065,736		

資料：財政課

8 用語解説

(本文中で「※」を付した用語の解説一覧)

用 語	解 説	ページ
あ行		
荒川近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づく緑地の保全地域。この法律は、首都圏の既成市街地の近郊に存在する自然環境の良好な地域を保全することが、首都及び周辺地域住民の健全な生活環境を確保し、首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことができない条件であることから、その保全に関し必要な事項を定めた法律。国土交通省が所管し、近郊緑地保全区域の指定、同区域内の各種行為の規制、保全に要する費用の負担等が定められている。	10、61
いじめ	当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。起こった場所は、学校の内外を問わない。	8、36、37、90
一時保育	保護者の労働又は病気等により家庭での保育が一時的に困難な児童を保育園で保育する事業で、利用する際の理由により非定型的保育・緊急保育・リフレッシュ保育の3つに分けられる。	23
インクルーシブ教育システム	障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。	38
NPO	【エヌピーオー】(Nonprofit Organization) ボランティア団体や市民活動団体などの民間の非営利組織のこと。そのうち、特定非営利活動促進法(通称NPO法)に基づく法人格を取得した団体は特定非営利活動法人(通称NPO法人)という。	47、54、56、57、77、95
延長保育	保育園で、通常の保育時間を延長して行う保育	23
オープンスペース	道路、公園、広場、河川、農地などの建築によって覆われていない土地や空間のこと。	70、71、74
温室効果ガス	太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化チツソの7物質が温室効果ガスとして排出量の報告対象となっている。	9、50
か行		
外国人市民	本市に生活拠点を置く外国人のこと。外国籍をもつ市民だけではなく、既に日本国籍を取得している外国出身の市民も含む。	12、47、92、93
回遊性	ある一定の区域内を一巡するように移動できること。	61
学校応援団	埼玉県独自の取組で、学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織	8、39
合併処理浄化槽	し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設のこと。し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができる。	49
家庭的保育事業等	平成27年度から創設される、0歳から2歳までを対象とした保育事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型がある。	23
家庭保育室	保護者の労働または傷病等の事由により保育が困難な0歳児(生後8週間以上)から2歳児までの乳幼児を保育施設等で預かるサービス。本市では、基準を満たす施設を指定し、施設の運営費等を補助するほか、 所得に応じ保護者に対して保育料補助を実施している。	124
環境共生住宅	地球環境を保全するという観点から、エネルギー、資源、廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的に関わりながら、健康で快適に生活できるように工夫された住宅のこと。	75
キャリア教育	望ましい勤労観、職業観及び職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育	8、38

用 語	解 説	ページ
キャンプ朝霞跡地	昭和 20 年(1945 年)、陸軍予科士官学校などの旧軍事施設の跡地を利用するためにアメリカ軍が進駐し「キャンプ朝霞」をつくった。昭和 35 年にキャンプの南地区は自衛隊が駐屯することになり、北地区では引き続きアメリカ軍基地として機能が存続していた。その後、昭和 49 年(1974 年)、北地区の一部を除く大部分が日本に返還されることが決まり、昭和 61 年(1986 年)には、北地区に残されていたアメリカ軍通信施設が返還となり、戦後 41 年を経て、本市にあるアメリカ軍基地は完全に姿を消した。現在、キャンプ朝霞跡地には小中学校、公園、図書館、体育館、陸上競技場など各種の公共施設が整備されている。	61
旧暫定逆線引き地区	農地等が残り、当分の間、市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したまま一旦市街化調整区域に編入し、その後、土地区画整理事業等の計画的な整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入するとした地区(昭和59年～平成15年に適用された埼玉県独自の制度)。平成23年1月21日に市街化区域への編入が都市計画決定された。	60、61、70、72
旧暫定逆線引き地区の区画道路整備計画	平成23年1月に市街化区域に編入した旧暫定逆線引き地区(宮戸二丁目、岡一丁目、根岸台二丁目、根岸台七丁目東、根岸台七丁目西の合計5地区)の区画道路整備計画である。平成26年4月策定。それぞれの重要度や課題を整理して、整備順序の基本的考え方を示している。平成26年4月策定	61、62
休日保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育園において、日曜日、国民の祝日等に保育を行う事業	23
狭あい道路	建築基準法において必要とされる幅員4mに満たない道路のこと。	71
教育に関する3つの達成目標	埼玉県教育委員会が、「学力」(＝知)、「規律ある態度」(＝徳)、「体力」(＝体)の3分野について、小・中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を、具体的な目標として定めたもの	37、38
教科等指導員	教育委員会学校教育部教育指導課が行う学校訪問に際し、教科等の指導内容や指導方法等についての指導、助言機能を充実するために教育委員会が委嘱した、市内小・中学校の教員	39
共生社会	誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様なあり方を認め合えることができ、障害のある人が積極的に参加・貢献していくことができる社会	7、28
協働	パートナーシップをもって、それぞれの能力を生かして役割と責任を分担し、同じ目的の実現に取り組む活動(第4次後期抜粋)	12、16、22、49、52、53、59、64、66、94、95
橋梁長寿命化計画	市内にある33橋について、施設の劣化に伴う安全性の低下と、将来一斉に橋の更新時期を迎え維持管理費の増大が懸念されている。橋の予防保全的修繕を効率的に行い、財源負担を平準化して維持管理していくための計画。平成25年3月策定	62
黒目川まるごと再生プロジェクト	埼玉県が実施している「川のまるごと再生プロジェクト」の一つで、線的、面的に広がりを持った川の再生を行う事業のこと。県内で黒目川を含む10の河川が選定され、本市は新座市と共同で、沿川の市民や黒目川で活動している市民団体などと一緒に遊歩道の設置や親水護岸の整備などの計画づくりに取り組んでいる。事業の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間。	66
刑法犯認知件数	刑法犯の総数から交通関係の業務上(重)過失致死傷罪を除いたもので、被害の届出、告訴、告発その他の端緒によりその発生を警察が確認した件数	18
権限移譲	国及び都道府県が持っている許認可等の権限を都道府県や市町村へ移譲することをいう。	32、98
健康あさか普及員	行政と共に市民の健康づくりを推進していくボランティア	32
建築協定	建築基準法などの一般的な制限以外に、市町村が条例で定める一定区域内で関係権利者の全員の合意のもとに、建築の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定	59、70、74、75
権利擁護	自己の権利を表明することが困難、又は不十分な知的、精神に障害のある人などが、地域社会で自立して生活するために必要な権利やニーズの表明を代弁すること。	7、27、28
公共下水道	主として市街地における下水を排除、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。	10、49、70、72
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路等の、公共の用に供される水域や水路のこと。	70

用 語	解 説	ページ
子育て支援センタ－	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て情報の収集・提供、子育て親子の交流、育児相談など、地域の子育て支援の中心として、子育て家庭への支援を行う事業	22、24
こども医療費	子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給。朝霞市の場合、通院費は0歳から中学生まで、入院費は0歳から18歳年度末まで支給	22、24
ごみの減量化・再資源化	リデュース(Reduce: 排出抑制)、リユース(Reuse: 再利用)、リサイクル(Recycle: 再生利用)の3Rに取り組むことによって、ごみを減らすとともに、資源として活用すること。	47
コミュニティ・ビジネス	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組	76、77、78
コンパクト	コンパクトシティともいい、市街地の拡散を抑え、自家用自動車に依存しない交通体系を維持し、歩行による生活圏が確保されることなどをいう。より身近なところで質の高い生活環境を享受できるようにするまちづくりを指す。	10、73
さ行		
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域	61、66、70
市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域。宅地造成などの開発は原則として制限される。	10、60、61
市政モニター	「広聴」の一つの手法として、平成26年4月1日から本市において制度を開始した。この制度は、市政に対する市民の意見や要望を聴取することで市民の市政への関心を高め、市民参加を促進するとともに、市民ニーズの把握及び行政効果の測定を行うことにより、これを広く市政に反映させるために行うものである。	94、95
シティ・セールス	都市の魅力を外に向けて発信することにより、都市のイメージアップや知名度の向上を図り、外部から定住者や企業を呼び込んだり、観光客を招いたりする取組	84、85
シティ・セールス朝霞ブランド	シティ・セールスの一環として、朝霞市の誇れる歴史、文化、景観、行事及び産品等の地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージ向上及び郷土意識の醸成を図ることを目的として認定したもの	11、67、84、85
自治基本条例	自治基本条例の確立した定義はないが、「住民による自治体行政・議会の役割そして住民自身の責務と権利の定義」や「その自治体の地方自治(住民自治・団体自治)の基本的なあり方について規定し、かつ、その自治における自治体法の体系の頂点に位置付けられる条例」といった定義などがされている。(ぎょうせい『新自治用語辞典』より一部引用)	94
児童虐待防止教育	学校において、人間形成という面から、「虐待」という行為が許されない人権侵害であることを教え、健康的な子育てができる資質や能力を育成し、社会人として自立できるように導くことを目的とした教育	37
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了までの児童を養育する方に支給	24
児童扶養手当	父親又は母親のいない家庭、父親又は母親が一定の障害の状態にある過程の母親又は父親、母親・父親に代わって、子どもを養育している方に支給	23
児童遊園地	最も身近な街区レベルにある都市公園を補完する子どもや幼児の遊びの空間	121
シニア活動センタ－	シニア世代(おおむね50歳以上)の方が、これまで培った知識や経験を地域活動に生かせる講座の企画及び現在活動している団体の情報の収集や提供などを行う施設。市民活動支援ステーションと併設	56、57、130
市民活動支援ステーション	NPOなどの市民活動を支援するため、団体活動のPRのためのポスター掲示や、市民活動に関する資料を配布できるほか、参加や運営の相談に応じる施設。シニア活動センターと併設	56、57、130
市民活動団体	市民が自発的な意志に基づいて、豊かで活力ある地域社会の実現を目指し社会に貢献しようとする活動を、営利を目的とせず継続的に行っている組織。町内会・自治会、NPO、ボランティア団体などが含まれる。	47、54、56、57、93、95

用 語	解 説	ページ
市民ワークショップ	『職場、作業場』などの意であるが、最近では、まちづくりなどに関して、地域の関わる様々な問題に対応するために、様々な立場の参加者が、共同作業等を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく活動として用いられることが多く、「市民参加」の手法の一つである。（ぎょうせい『新自治用語辞典』より一部引用） 現在、本市では「自治基本条例を考える市民の会」を立ち上げ、その必要性について検討しているところである。	94、95
住環境	住宅をとりまく環境のこと。身近な居住空間から、住宅の周囲、地域などが構成要因とされ、自然環境、交通環境、教育環境、医療環境など、居住する場をとりまく環境を指す。	10、49、59、60、61、70、71、74、75
集落地	一般に、自然的条件及び地域住民の社会生活の一体性、その他からみた社会的条件に照らし、一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域のこと。ここでは、主に市街化調整区域において人が集まって生活している地域を指す。	10、61
循環型社会	資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた地域社会のこと。	9、10、47、48、49、50、52、53、74、75
省エネルギー住宅	国土交通省の定める次世代省エネルギー基準にかなう室内環境を一定に保ちながら、使用するエネルギー量を少なくできる住宅のこと。	75
障害者総合支援法	障害のある人に共通の自立支援のための各種福祉サービスについて一元的に規定した法律	29
少子高齢化	少子化とは出生率の低下により子供の数が少なくなることであり、高齢化とは人口に対し高齢者人口が占める割合が高い場合のことである。少子高齢化が進むと、社会保障負担の増加、人口減少による経済の活力低下の可能性などが懸念される。	36、60、61、78
植樹帯	良好な道路交通環境の整備、又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを主な目的として、樹木を植栽するために、縁石線や柵、その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の部分という。	63
新体力テスト	国民の体力・運動能力の現状を明らかにするために、文部科学省で行っている調査。平成11年度から調査項目等が変わり、それまでの調査と区別するために「新体力テスト」（小学校全48項目、中学校全24項目）と呼んでいる。	37
水道事業基本計画	将来的な水道使用量の減少が見込まれる中、安全で安定した給水サービスを継続していくため、老朽化した施設の更新や耐震化、災害への対策など、これらを効果的に実施していくための計画	71、116
スクールガード	学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう学校内や周辺地域（通学路など）を見回りするボランティア	18
3R	【スリーアール】 3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称。 一つめのR（リデュース）は、物を大切に使い、ごみを減らすこと。 二つめのR（リユース）は、使える物は、繰り返し使うこと。 三つめのR（リサイクル）は、ごみを資源として再び利用すること。	49、52
生産緑地	市街化区域にある農地を計画的に保全することによって、その緑地機能を生かし、公害や災害の防止に役立てるとともに良好な都市環境を形成しようとする。こと。	61、66
整序	現在の環境等を望ましい姿へと順に変えていくこと。	10、60、61
青少年を守り育成する家	多様化する青少年問題に対する市民意識の高揚を促し、地域ぐるみで青少年健全育成に対応するため、住宅・店舗等に「青少年を守り、育成する家」になってもらい、シンボルマークを取付けている。	24
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などのために判断能力が十分ではない人を保護するための制度	27、28
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指し、また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念	50、59、66
ゾーン30	道路幅員が狭く、住宅が密集している地域の通過通行車両の速度抑制を図るため、地域全体を30キロの速度規制とする対策。平成24年度に幸町の緑ヶ丘地区から導入。平成25年度は三原地区（えびす商店会付近）を指定、平成28年度は東弁財・西弁財を指定予定	62

用 語	解 説	ページ
た行		
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。(平成18年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)	12、47、92、93
耐震化	強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように補強すること。	70、71、72、74
待機児童	保育園への入園申請がなされており、入園条件を満たしているにもかかわらず、保育園に入園できない状態にある児童	23
単独処理浄化槽	し尿(トイレからの汚水)のみを処理する浄化槽	49
地区計画	ひとまとまりの街区レベルで、それぞれの地域にふさわしい特徴を持った街づくりを行うために設けられた都市計画法に基づく制度。スプロール化の防止や環境保全を目的にした都市計画のひとつ。	59、60、61、70、74、75
地産地消	地域で生産された農産物をその地域で消費すること。「地域生産－地域消費」の略	78、80
地方分権	国全体の統治機構の在り方として、行政権限、財源、情報などの資源配分の決定権を地方公共団体に委ねることにより、地方公共団体がより自主的・自律的に行政を執行できるようにする制度や考え方をいい、「中央集権」の反対語として使用される。(ぎょうせい『新自治用語辞典』より引用)	96、98
中高層住宅地	用途地域でいう、中高層住居専用地域から住居地域までの土地利用をイメージしたもの	61
朝霞市道路整備基本計画	朝霞市における道路配置の基本方針、整備計画である。平成3年3月に策定され現在に至っている。今後、平成28年度の見直し完了に向けて検討をしていく。	62
通級指導教室	LD、ADHD、自閉症、情緒障害のある児童を対象に、その障害の改善、克服を目的とした指導を行う教室のこと。平成23年度から朝霞第四小学校に設置した。	38
低層住宅地	用途地域でいう、低層住居専用地域の土地利用をイメージしたもの	61
低炭素社会	地球温暖化対策に向け、人間の諸活動によって排出される主要な温室効果ガスである二酸化炭素(CO2)の排出量が少ない産業や生活のしくみを構築した社会のこと。	9、48、50
都市基盤	都市における社会的・経済的活動を支える施設の総称で、道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、河川等の都市の根幹をなす公共施設のこと。	3、10、11、59、71
都市公園	都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体又は国が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地(地区公園はその一種)	121
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。区域内の土地を交換・分合(換地という)し、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩という)、それを道路や公園等の新たな公共用地として整備し、宅地を整形化して土地利用増進を図り、良好な環境の市街地として整備する事業のこと。本市では、北朝霞地区、本町一丁目地区、越戸地区、広沢地区、向山地区で事業が完了し、根岸台五丁目地区で事業を推進している。	10、71
土地利用	土地は、現在及び将来における「まち」のために限られた資源であるとともに、生活や産業等を通じて行う諸活動の共通の基盤である。土地利用は、安全で快適な暮らしやすい「まち」をつくるために、地域の自然環境の保全や、住宅地、商業地、工業地等の利用目的に配慮して土地の使い方を定めること又は土地の使い方の方の状況をいう。	10、59、60、61、66、70
道路あんしん緊急アクションプログラム	児童・生徒や歩行者を守るため、市内100箇所の危険箇所を5年間で改修をしていくプログラム。平成25年度から平成29年度まで、毎年約20箇所を改修。ハード面の改善ではなく、ベンガラ塗装、交差点表示、路面標示などソフト事業での改善を図る。	62
特定健康診査	メタボリックシンドロームに着目し、「病気を予防する」ことを目的とし、医療保険に加入している40～74歳の全ての方を対象に、平成20年度から実施している健診	31
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地域地区	66
な行		
認定農業者	農業者自らが作成する「経営を改善するための計画」が、農業経営基盤強化促進法に基づき適切であるとして、市町村から認定を受けた者	80

用 語	解 説	ページ
ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同様に生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方	7、28、38
は行		
バイパス	交通が混雑する市街地や主要道路を避けて、迂回して設けられる道路のこと。	60、61
バリアフリー化	社会生活上の障壁（バリア）を除去すること。元々は建築用語で建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強かったが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という広い意味でも用いられる。	64
ハンパ	自動車の速度抑制のために道路面に設置する凸型の段差舗装のこと。	63
ひとり親家庭等医療費	児童扶養手当を受けているひとり親家庭等、それ以外で一定条件を満たしている母子家庭、父子家庭の親・子どもに医療費を支給	23
病院群輪番制	二次保健医療圏ごとに、複数の病院が当番制で休日・夜間診療を実施し、重症救急患者に対する診療を行う制度	33
ファシリティマネジメント	市が保有する施設（土地、建築物、設備等）において、最適な状態で保有し、賃借し、使用し、維持するための総合的な経営管理活動	96
ファミリーサポートセンター	育児中の世帯が、子育てと仕事を両立できる社会環境を築くために、子育ての手助けを受けたい方と、子育てのお手伝いをしていただける方、又はその両方をできる方に登録をしていただき、保育園の送迎や、一時的な預かりなどの相互援助活動を行う事業	23
福祉的就労施設	障害などの理由により一般就労が困難な人のために提供されている就労の場で、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどがある。	29
不登校	「病気」や「経済的理由」以外の何かしらの理由で、登校しない（できない）ことにより長期欠席すること。	8、36、37
不燃化	建築物を鉄筋コンクリート構造やレンガ造などにより、火災等において一定の時間以上耐えられる性能があるものに転換していくこと。	70、74
放課後児童クラブ	放課後等に保護者の就労等により家庭が常時留守となっている児童に対し、必要な保育を行い、児童の健全な育成を図るための施設	23、124
防火、準防火地域	都市計画法に定める地域地区のひとつで、市街地における火災の危険を防ぐため、建築物を構造面から規制する地域のこと。主に商業地域等の高密度の土地利用が行なわれる市街地やその周辺地において指定される。これらの地域に指定され、一定規模以上の建築物は、耐火建築物や準耐火建築物（鉄筋コンクリート造）等の性能が要求される。	70、74
ポケットパーク	小さな公園の意味で、都市生活の中での潤いや休憩のために整備された比較的小規模な公園のこと。	63
や行		
用途地域	住宅地、商業地、工業地など種類の異なる土地利用が混在すると、お互いに生活環境や業務の利便に支障を来す。そのため、それぞれの土地利用にふさわしい環境を保ち、また、効率的な活動を行うことができるよう、都市の中を区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態（建ぺい率、容積率など）を定める制度のこと。	117
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童	23
ら行		
ライフステージ	乳幼児期、学齢期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの生涯の各時期のこと。その他、結婚、子育て、子どもの自立といった要因による分類もある。	10、28、29、33、75
落橋防止対策	大地震の際にも橋梁が落橋しないよう橋桁を連結することなどの対策	62
リサイクルプラザ	通称「エコネットあさか」の施設名であり、廃棄物の再生利用促進やごみ問題の意識啓発などを積極的に推進するための情報拠点施設のこと。 1階にはリサイクル品の展示・斡旋をするリサイクルショップ・リサイクルギャラリー、2階にはリサイクル情報図書コーナー・不用品情報交換コーナー、3階にはリサイクル活動室や、各種講座・教室などを行うリサイクル工房・リフォーム工房が設置されている。	49、130
緑被面積	市の面積に対し、樹林や草地等の緑地が占める割合を示す。対象地は、公共的施設である公園や学校、住宅地や工場、寺社などの林地、草地、農地、河川の水面など。	66

用 語	解 説	ページ
レクリエーション	余暇を使用して、運動、娯楽などを行い、心身の疲れをいやすこと。	8、26、42、43、 61、66

◆資料編の図については、平成26年11月28日現在で作成したものです。

◆計画書中のデータについて、年月日の記載のないものは、当該年度の年度末時点における数値です。

第5次朝霞市総合計画前期基本計画

(平成 ●●年 ● 月発行)

発行 朝霞市

編集 政策企画課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町 1-1-1

電話 048-463-1111(代表)

URL <http://www.city.asaka.saitama.jp>

